

石岡市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

石岡市教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨・現状 P1
- 2 目標 P2
- 3 計画の期間 P2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 P2～P4
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて P4～P5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、心身ともに健康な状態を保ちながら自己研鑽の時間を確保し、専門性を最大限に発揮して児童生徒の教育に専念できる環境を整備することを目的とする。これにより、教職員の働きやすさと働きがいの両立を図り、学習指導要領において明示されている理念の実現に向け、よりよい教育の推進を目指すものである。

本計画は、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定する。

石岡市教育大綱に掲げる「ふるさとに学び 夢にはばたく 輝くひとづくりのまち」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を十分に発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画が目指す働き方改革は、単に労働時間の削減にとどまるものではなく、教職員が限られた時間の中で最大の成果を発揮する意識を醸成し、業務の精選及び効率化を推進することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。これは、自他の尊重、自律、協働を体現する児童生徒の育成という学校教育の目標を実現するための基盤整備でもある。

石岡市教育委員会は、教育職員に関する業務量管理及び健康確保措置の実施計画として本計画を位置付け、学校と連携し総合的に推進するとともに、保護者及び地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、石岡市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長の実現を目指す。

(2) 本市の現状

○石岡市では、令和2年4月、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校管理規則第31条」に在校等時間の上限等の方針を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月31.24時間	21.6%	0.0%
中学校	月37.23時間	35.3%	0.0%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が20%以上と多くなっている。特に中学校では、部活動の指導等の業務の負担感が大きくなっており、部活動指導員の拡充や地域展開の充実を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【12日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%まで減少させる【11.5%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間の見回りについては、保護者、地域住民、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 学校運営協議会や学校支援応援団等の実施状況等に応じ、学校運営協議会のコーディネーター等が中心となって行えるよう、組織体制の強化を図る。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 市教育委員会職員、市教育支援センター職員、市子育て応援課職員等と連携するとともに、弁護士相談等を積極的に活用し、専門的な視点からも支援できる体制を構築していく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・校務支援システムやフォームの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じてICT支援員を活用する。

○ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及びICT支援員が中心となって保守・管理を行っていく。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・学校プールについては、実施の意義や目的について十分検討を図り、公共施設プールへの集約化や業務委託を推進する。
- ・体育館の地域開放については、教育委員会で管理業務を継続する。

○校内清掃

- ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

○部活動

- ・令和9年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
- ・平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充を推進する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○給食の時間における対応

- ・給食時に行う食に関する指導については、主に栄養教諭が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず全教職員による輪番制等の組織的な体制を構築する。

○授業準備

- ・校務支援システムの機能等を活用し、授業準備の共有化を図り、授業準備に係る事務負担を軽減する。

○学習評価や成績処理

- ・全中学校に自動採点システムの導入を図り、採点作業や分析に係る事務負担を軽減する。
- ・校務支援システムの機能等を活用し、学習評価や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育アドバイザー、日本語指導に係る支援員等による人材と教員の協働を促進する。
- ・市教育支援センターの機能強化を図り、効果的な支援を促進する。
- ・市子育て応援課等の関係機関との連携を継続、強化する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談体制を構築する。
- ・年次休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等において10日間の学校閉庁日の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、石岡市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果及び各種調査から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。